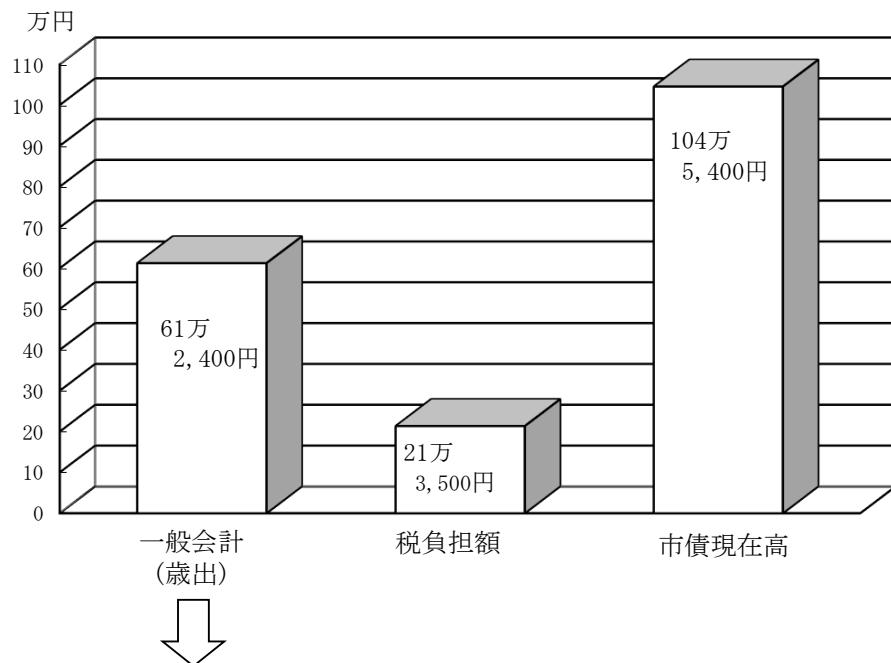


6 市民1人当たりの金額

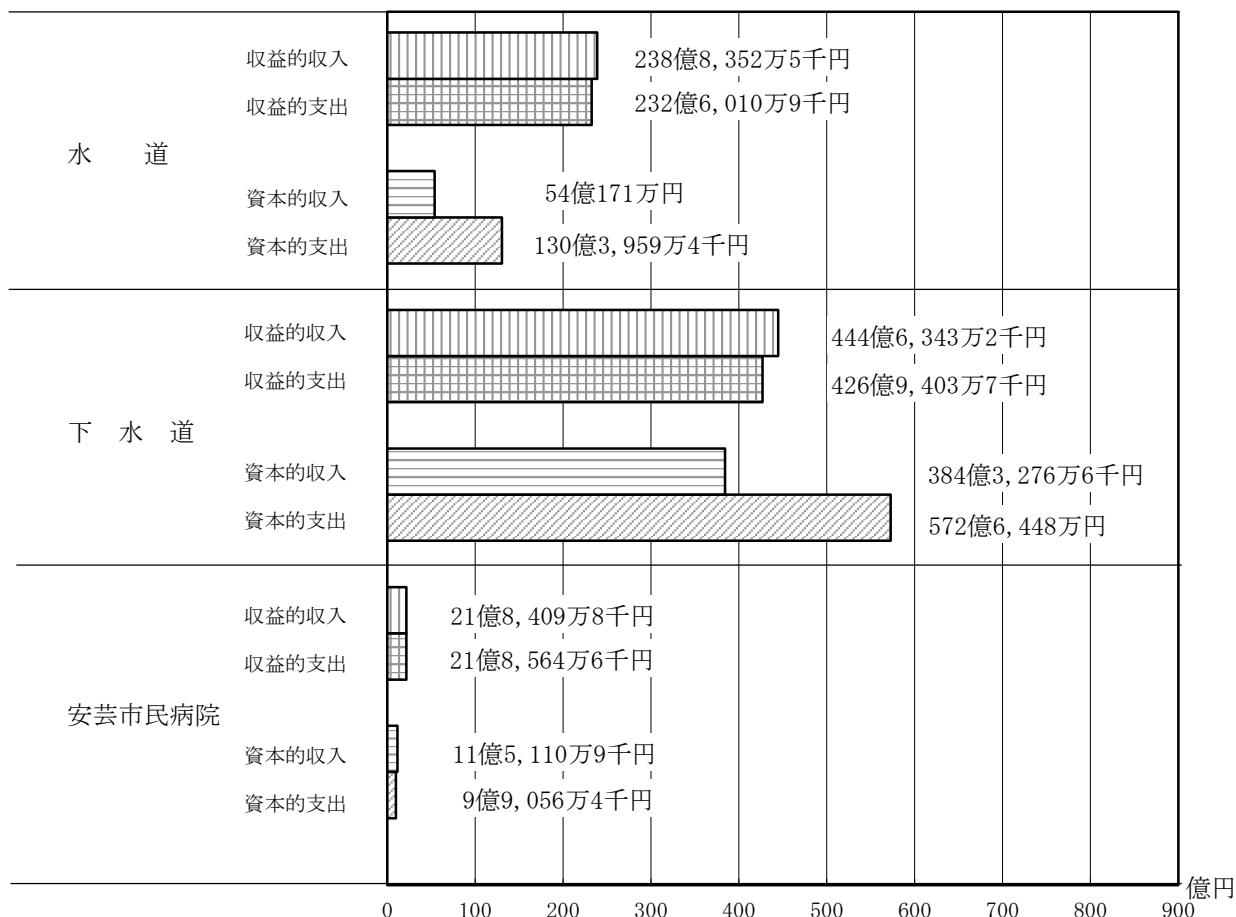
《人口：117万275人（外国人を含む。） 令和7年3月31日現在》



一般会計（歳出）《61万2,400円》の内訳

☆民生費	22万 2,400円
(福祉の充実)	
☆教育費	8万 8,800円
(学校・社会教育の充実)	
☆土木費	8万 6,300円
(道路・公園整備など)	
☆総務費	6万 5,000円
(コミュニティの振興など)	
☆衛生費	5万 8,300円
(保健・医療の充実)	
☆公債費	2万 7,000円
(借入金の返済)	
☆商工・農林水産業費	1万 5,200円
(各種産業の振興)	
☆議会費	1,400円
(議会の運営)	
☆災害復旧費	300円
(災害の復旧)	
☆消防費その他	4万 7,700円
(消防・救急の強化など)	

7 企業会計の決算



用語解説

- ・ 収益的収支とは、一事業年度の企業の経営活動に伴って発生する全ての収益と費用を表す。
- ・ 資本的収支とは、建物・施設の建設といった支出の効果が次年度以降に及ぶものや、企業債の元金償還などの費用とその財源となる収入を表す。
- ・ なお、資本的支出が収入を上回る部分は、収益的支出のうち現金支出を伴わない減価償却費などで補填する。

8 健全化判断比率等について

地方公共団体の長は、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、地方公共団体の財政の健全性に関する各比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率及び資金不足比率）について、その算定の基礎となる事項を記載した書類とともに監査委員の審査に付し、その意見を付けて議会に報告し、かつ、公表することになっている。

地方公共団体の財政の健全性に関する各比率が、早期健全化基準に達すると「財政健全化計画」（公営企業は経営健全化基準に達すると「経営健全化計画」）を、財政再生基準に達すると「財政再生計画」をそれぞれ策定し、財政の健全化等に取り組む必要がある。

本市の令和6年度決算に基づく各比率は、いずれも基準値に達していない。

(1) 健全化判断比率

(単位：%)

区分	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
令和6年度	— (実質赤字は生じていない)	— (同左)	8.8	161.3
早期健全化基準 (自主的かつ計画的に財政の健全化を図ることが必要となる基準)	11.25	16.25	25.0	400.0
財政再生基準 (自主的な財政の健全化が困難とみなされる基準)	20.00	30.00	35.0	

※ 実質赤字比率：一般会計等（一般会計と母子父子寡婦福祉資金貸付など7つの特別会計）を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率

※ 連結実質赤字比率：全会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率

※ 実質公債費比率：一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額に対する比率

※ 将来負担比率：一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率

(2) 資金不足比率

(単位：%)

区分	資金不足比率
特別会計名 中央卸売市場、国民宿舎湯来ロッジ等、開発、水道、下水道、安芸市民病院	— (いずれの会計についても資金不足は生じていない)
経営健全化基準 (公営企業において早期健全化段階になるとみなされる基準)	20.00

※ 資金不足比率：公営企業ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率

(3) 健全化判断比率等の推移

(単位：%)

区分	H27	28	29	30	R元	2	3	4	5	6
実質公債費比率	15.0	14.7	13.8	13.1	12.4	11.7	10.9	9.8	9.6	8.8
将来負担比率	223.9	222.8	199.6	190.4	183.7	174.7	158.9	164.8	165.4	161.3

- ・ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、いずれの年度においても実質赤字は生じていない。
- ・ 資金不足比率については、対象となる全ての特別会計について、いずれの年度においても資金不足は生じていない。

用語解説

◎ 各比率について

・ 実質赤字比率

【一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率】

一般会計等の赤字が、その標準的な年間収入に対してどの程度あるかを示す。

この比率が高くなるほど、赤字解消の困難度が増し、より多くの歳出削減策や歳入増加策が必要となる。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

・ 連結実質赤字比率

【全会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率】

全会計の赤字が、一般会計等の標準的な年間収入に対してどの程度あるかを示す。

この比率が高くなるほど、赤字解消の困難度が増し、より多くの歳出削減策や歳入増加策が必要となる。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

・ 実質公債費比率

【一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額に対する比率】

一般会計等が単年度で返済する必要のある借金が、その標準的な年間収入に対してどの程度あるかを示す。

この比率が高くなるほど、財政の硬直化が進行し、新たな政策への予算配分が困難になるなど、行財政運営の自由度が下がることになる。

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{(\text{3か年平均}) \cdot \text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

※ 準元利償還金：公営企業の元利償還金への一般会計からの繰出金など、地方債の元利償還金に準ずるもの。

・ 将来負担比率

【一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率】

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債が、その標準的な年間収入の何倍であるかを示す。

この比率が高くなるほど、今後の財政運営が圧迫される可能性が高くなる。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

・ 資金不足比率

【公営企業ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率】

公営企業ごとの資金の不足額が、料金収入などの収益に対してどの程度あるかを示す。

この比率が高くなるほど、資金不足解消の困難度が増し、より多くの経営改善策が必要となる。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

◎ 各基準について

・ 早期健全化基準

自主的かつ計画的に財政の健全化を図ることが必要となる基準。

4つの健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率）のうち一つでも基準値に達すると、「財政健全化計画」を策定しなければならない。

・ 財政再生基準

健全化段階よりさらに悪化し、自主的な財政の健全化が困難とみなされる基準。

実質赤字比率、連結実質赤字比率及び実質公債費比率のうち一つでも基準値に達すると、「財政再生計画」を策定しなければならない。

・ 経営健全化基準

公営企業において早期健全化段階になるとみなされる資金不足比率の基準。

この基準値に達すると、公営企業ごとに「経営健全化計画」を策定しなければならない。

II 令和7年度の財政状況

1 予算の執行状況（令和7年9月30日現在）

(1) 一般会計

歳入

区分	当初予算額	繰越額	補正額	予算現額(A)	収入済額(B)	B/A×100
	億 万 千円	億 万 千円	億 万 千円	億 万 千円	億 万 千円	%
市 税	262773622			262773622	150161603	57.1
地 方 譲 与 税	3590244			3590244	1027260	28.6
利 子 割 交 付 金	209489			209489	137012	65.4
配 当 割 交 付 金	1450365			1450365	281373	19.4
株式等譲渡所得割交付金	2151084			2151084		
分離課税所得割交付金	244107			244107		
法 人 事 業 税 交 付 金	3720905			3720905	1813828	48.7
地 方 消 費 税 交 付 金	32608000			32608000	20111747	61.7
ゴルフ場利用税交付金	52910			52910	19329	36.5
環 境 性 能 割 交 付 金	681000			681000	174173	25.6
軽 油 引 取 税 交 付 金	5113000			5113000	2123230	41.5
国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金	33131			33131		
地 方 特 例 交 付 金	1700000			1700000	1578587	92.9
地 方 交 付 税	78000000			78000000	54382551	69.7
交通安全対策特別交付金	266000			266000	112863	42.4
分 担 金 ・ 負 担 金	8464438	40524	18321	8523283	1589955	18.7
使 用 料 ・ 手 数 料	12253694			12253694	5499194	44.9
国 庫 支 出 金	158486214	12182154	371150	171039518	57129588	33.4
県 支 出 金	37643985	575248		38219233	3747364	9.8
財 産 収 入	3676125			3676125	1316266	35.8
寄 附 金	362660			362660	51219	14.1
繰 入 金	18753086	1887	69387	18824360	380000	2.0
繰 越 金	1	1485534		1485535	3441520	231.7
諸 収 入	37293076	19000	40000	37352076	3879255	10.4
市 債	53324200	14448800	205100	67978100		0.0
歳 入 合 計	722851336	28753147	703958	752308441	308957917	41.1

歳出

区分	当初予算額	繰越額	補正額	予算現額(C)	支出済額(D)	D/C×100
	億 万 千円	億 万 千円	億 万 千円	億 万 千円	億 万 千円	%
議 会 費	1698736			1698736	791274	46.6
総 務 費	66314889	5270988	76597	71662474	26881621	37.5
民 生 費	262801211	2206871	215718	265223800	110016412	41.5
衛 生 費	68479533	232249		68711782	28111219	40.9
農 林 水 産 業 費	4557290	561222		5118512	1420105	27.7
商 工 費	14009243	308020		14317263	9304038	65.0
土 木 費	100655473	17249531	40648	117945652	50629255	42.9
消 防 費	19557090	25200		19582290	6118770	31.2
教 育 費	102133964	2775577	376096	105285637	43194678	41.0
災 害 復 旧 費	144748	123489		268237	27512	10.3
公 債 費	36523206			36523206	108272	0.3
諸 支 出 金	45575953			45575953		
予 備 費	400000		△5101	394899		
歳 出 合 計	722851336	28753147	703958	752308441	276603156	36.8

(注) 予備費支出については、補正額に含む。

(2) 特別会計

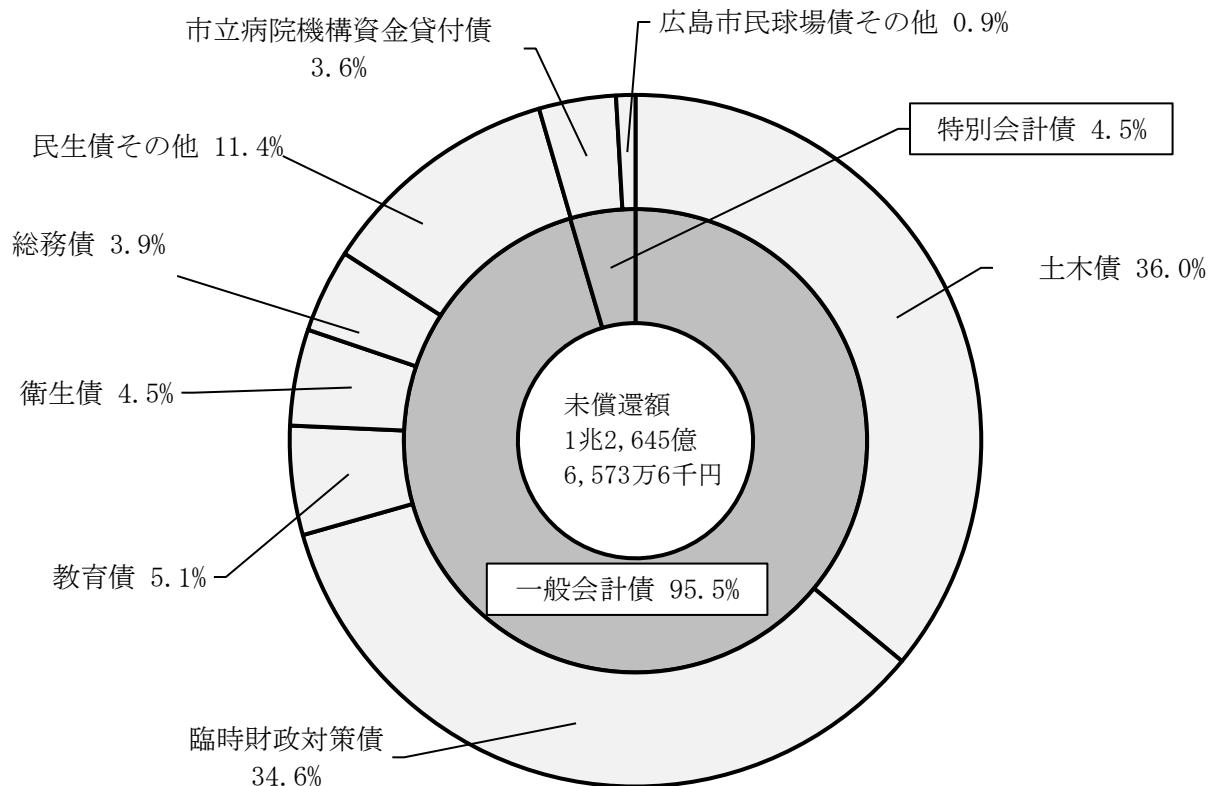
会 計 名	当 初 予 算 額	繰 越 額	補 正 額	予 算 現 額	執 行 状 況					
					歳 入			歳 出		
					収 入 済 額	収 入 率	支 出 済 額	執 行 率		
	億 万 千円	億 万 千円	億 万 千円	億 万 千円	億 万 千円	%	億 万 千円			%
母子父子寡婦福祉資金貸付	911517			911517	628788	69.0	45311			5.0
物 品 調 達	48310			48310	27624	57.2	28662			59.3
公 債 管 理	137089882			137089882	26836900	19.6	49397994			36.0
広島市民球場	1284010			1284010	178749	13.9	35433			2.8
用 地 先 行 取 得	168000			168000	359	0.2				
西 風 新 都	969724	6706	2849200	3825630	3068258	80.2	2964658			77.5
後期高齢者医療	21598225			21598225	7124164	33.0	6069674			28.1
介 護 保 険	109728484			109728484	43759692	39.9	44539684			40.6
国 民 健 康 保 険	103369563			103369563	38919354	37.7	40216567			38.9
競 輪	27066837			27066837	7254795	26.8	3003004			11.1
中 央 卸 売 市 場	2982733	5850464		8833197	678672	7.7	1223863			13.9
国 民 宿 舎 湯 来 ロ ツ ジ 等	53468			53468				1538		2.9
駐 車 場	737422	1407		738829	146416	19.8	47287			6.4
開 発	953711		2849200	3802911	2989722	78.6	129161			3.4
市 立 病 院 機 構 資 金 貸 付	6704240			6704240	2169315	32.4				
元 宇 品 町 財 産 区	2404			2404	25874	1,076.3				
高 南 財 産 区	155			155	711	458.7				
三 入 財 産 区	450			450	5313	1,180.7		26		5.8
小 河 内 財 産 区	200			200	4959	2,479.5		44		22.0
砂 谷 財 産 区	264			264	10793	4,088.3		1		0.4
合 計	413669599	5858577	5698400	425226576	133830458	31.5	147702907			34.7

2 市有財産の状況（令和7年9月30日現在）

土 地	5, 178万30. 35 m ²
建 物	413万8, 689. 48 m ²
工 作 物	7万4, 105 件
立 木 竹	73万681. 42 m ³
積 立 金	1, 986億4, 955万1千円
そ の 他	1, 068億6, 175万8千円

3 市債及び一時借入金（一般会計及び特別会計）の状況

(1) 市債（令和7年9月30日現在）



(2) 一時借入金（令和7年9月30日現在）

(単位：億円)

区分	限度額	現在高
一般会計	900	0

(注) 令和7年4月から9月までの間に、一時借入れは行っていない。